

家族の肖像

——前四世紀アテナイにおける法制上のオイコスと世帯——

栗原 麻子

【要約】一九八〇年代以降 古典期アテナイのオイコス(家)をめぐる研究は、父系的な氏族支配からポリスの支配へとという発展論的理解を脱し、単婚小家族を基盤とするより小規模な世帯へと焦点を移した。本稿においては、そのような夫婦を中心とする世帯を、ポリス法制上の構成単位とみなしうるかどうかについて、とりわけ「空のオイコス(エレモス・オイコス)」の概念を中心に検討する。その結果浮かび上がるのは、夫のオイコスに対する妻の権利の希薄さである。アテナイ法制上にオイコスの存在を認できるとすれば、それは夫婦を中心とする世帯というよりは、直系によつて継承される系譜上の存在であつた。しかるに民衆法廷での家族をめぐる言説は、とりわけ女性を通じて形成される世帯の親愛を示すエピソードに事欠かない。民衆法廷は、法制上のオイコス概念と実態上の世帯の親愛とのあいだを調整する場であつたといえる。

史林 九九卷一号 二〇一六年一月

はじめに

ギリシア語で家または世帯をあらわす語はオイコスあるいはオイキアである。オイコスは、物理的な家屋から一对の夫婦が形成する単婚小家族、さらに数世代をさかのぼる出自集団をも含む多義的な用語であり、それゆえオイコスとはなにかを端的にとらえることは難しい。『政治学』(第一巻)の冒頭部分でアリストテレスは、「オイコスとはまずもつて妻と耕牛と子」というヘシオドスの詩句に解釈を加え、自然な要求にもとづく男女の組み合わせとその間の子供、生産力として

の奴隷ないしは耕牛をもって世帯（オイキア）の構成要素とする。複数の世帯（オイキア）から親戚（シユンゲネイス）が、さらにそこから村落が、そしてその村落から政治共同体としてのポリスが出現する。アリストテレスは、単婚小家族をポリス共同体の基盤とみなしているのである。アリストテレスがおこなったオイコスの定義と、これをポリスの根本的な構成要素とみなす見解は、家族史研究に大きな影響を与えてきた。^②

古典期アテナイの家について多くの人が思い浮かべるもう一つのイメージは前五世紀末にクセノフォンの『家政学』の描いた富裕市民イスコマコスのそれであろう（第七巻）。結婚のとりきめは夫と妻の親のあいだで、オイコスと子供にとって最善の共同経営者を求めておこなわれる。オイコスは、妻と夫がそれぞれの財産を持ち寄ることで成立する。オイコスの範囲は住居内にとどまらない。イスコマコスの家では、夫は戸外での政治生活と農場を管理し、妻は女王蜂のように、オイコス内部の備蓄を管理し、住まい（オイキア）のなかのことを委ねられ、奴隷を監督し、やがて夫婦の共同のもう一つの目的である子どもにとって、オイコスの見守り役（同第二章）となる。その結果、老いても軽んじられることなく、いっそうオイコス内部で尊敬されるにいたるという。戸外から住まい（オイキア）へもたらされる収入は夫の管轄であるが、支出の管理は妻の仕事であり、妻はオイコスの共同経営者と考えられている（同第三巻第一章）。『家政論』が描くのは、夫妻を軸とし、財産と労働力を備えた、消費と再生産のための自足的で自己完結した世帯の姿である。

しかしこれらのイメージをそのまま実際の社会に当てはめることはできない。アリストテレスは特定の社会の現実について考察しているわけではなく、政治社会の成立について理念的説明を試みているに過ぎない。彼はまた、「すべてのポリスは世帯（オイキア）によって構成される」と述べ、世帯をポリスの構造の最小単位とみなしているが、その際に問題としているのは、自然の要求に従った情愛の実践の場としての世帯（ただし極度に理念化されたそれ）であって、ポリスとオイコスの制度上の関係について述べているわけではない。アリストテレスが執筆活動をおこなっていた前四世紀のアテナイで、オイコスはポリスとどのような制度上の関係にあったのか。またそのオイコスとはより具体的には何をさしてい

たのか。アテナイにおける法制上のオイコスの位置づけについて検討することが、本稿の第一の課題である。

『家政論』の描くイスキアスの家庭もまた、登場人物が実在していたとはいえ、現実のものではなく理想の世帯経営を描いている。夫婦がそれぞれの財産を持ち寄ってひとつのオイコスを創出するという理解も、夫と妻が対等の共同経営者であるという主張も、『家政論』が書かれた前五世紀末のアテナイの一般常識に照らして革新的であった。現にイスキアスの主張にたいして、妻は最初戸惑い、夫が妻の支配者であるはずなのではないかと問い返している。アテナイの慣行では、夫と、妻の法的権限を代行するキュリオス——通常は妻の父親あるいは兄弟——とのあいだに婚約が取り交わされ、「嫡出子を得るために」某女を与え、また受け取るのやりとりが交わされた。妻は夫と共に新しい家を創出するのではなく、父から夫に手渡され、夫の保護下に入ったのである。夫妻が財産を持ち寄るという解釈も、『家政論』独自のものではあった。クセノフォンは、妻を対等な共同出資者と解釈するが、アテナイ社会が通常そのように考えなかったことは、イスキアスの妻の驚きからも明らかであろう。アテナイの法制度において、妻は、夫のオイコスの一員であったのか。とりわけ女性とオイコスの関係について検討することとおして、クセノフォンやアリストテレスが描いたような単婚小家族が、ポリスの構成要素として制度化されていたといえるのかを改めて検討する。そのうえで、そのような法制上のオイコスと、弁論に描かれる日常的な家族的紐帯の関係について紙幅の許す限りで考察を進めたい。

- ① E. Karabelias, *Le contenu de l'oiikos en droit grec ancien* in *Mnēmē: Georges A. Petropoulos*, edited by A. Biscardi. Jos. Modrzejewski and H. J. Wolff (Athens: Ekdoseis Ant. Saktoulas, 1984), 441-54.
- ② 直接の言及: W. K. Lacey, *The Family in Classical Greece* (London: Thames and Hudson, 1968), 13. Giulia Sissa, 'The Family in Ancient Athens (Fifth-Fourth Century BC)', in *A History of the Family*, edited by A. Burguère et al. (Polity, 1996), 1, 194-227. S. C. Todd, *The Shape of Athenian Law* (Oxford: Clarendon Press, 1993) 204-206. 国家の基礎としての単婚小家族: A. R. W. Harrison, *The Law of Athens I* (Oxford, 1963), 1. たとえば Sissa は、古代アテナイ家族研究の出発点としてふつとも実証的で確実な方法は、アリストテレスの権威を引き合いに出すことであり、それはギリシア史の家族関連資料の複雑だからの「一時避難所」であると述べる。

第一章 問題の所在

西洋史研究において、家族史研究がにわかに百花繚乱の様を呈したのは一九八〇年代のことであつた。ひとことで家族史といつても焦点の当て方はさまざまであり、世帯構造についての数量的分析、世帯の経営・婚姻戦略、家族の親愛といった、公的領域と対比されるものとしての私的領域内部の問題を扱うものから、政治的領域における、支配権力による親族ネットワークや家門形成を問うものまで、多岐に渡つた。それと同時に家・家族にたいする関心それ自体が、研究者自身の置かれた時代的制約のなかにあつたことも明らかとなつた。家父長権のもとにおかれた大家族という、前近代の世帯にたいする一九世紀的理解が、過ぎ去つた時代への憧憬あるいは「近代家族」の鏡像として誇張されたものであつたことはよく知られている。

ギリシア史研究もまた、そのような時代的制約と無縁ではなかつた。C・パターソンはこれをギリシア家族史研究の「一九世紀的パラダイム」と名付け、このパラダイムが一九六〇年代に至るまで、影響力を行使し続けたとみなしている^①。一九世紀中葉以降、古代ギリシア史は未開社会から文明社会への進化のモデルケースとみなされ、その進化のなかで、政治社会の形成とともに父系氏族集団ゲノスから個人が解放されていくと理解されてきた。家・親族は、政治共同体であるポリス成立以前の社会秩序の構成要素として重視されてきたのである。フュステル・ドゥークーランジュの『古代都市』は、ポリス成立以前のギリシア世界に、ローマ法上の家父長制的大家族ゲンスと同様の父系氏族集団ゲノスの存在を認め、ポリスの成立を、ゲノスの宗教からポリスの宗教への移行に見出した^②。夫婦を基本とする婚姻家族は、ゲノスという大きな血縁集団を構成する最小単位とみなされた。彼はローマ法上のマヌス婚をギリシアにも当てはめ、妻は夫とともに、夫の属するゲノスに家父長の娘として組み込まれると考えた。マヌス婚のもとで女性は、父の氏族(ゲンス)から夫の氏族へ完全に移行したので、その場合、夫妻からなる単婚小家族は夫の所属する氏族の部分をなすことになる。

フステル・ドゥクルランジュが宗教的要素を重視したのにないして、その発展論を引き継いだG・グロツツは、ゲノスの宗教的要素よりも秩序維持における機能を重視した。ポリス成立以前には、ゲノスが相互に、成員にたいする加害行為にたいして報復しあっていたが、やがてポリスの成立に伴い、そのような自力救済にかわってポリスが懲罰権を掌握したというのである。これらの研究の関心は、単婚小家族ではなく、国家に先行する社会集団としてのゲノスに向けられていた。

その傍らで、家族をめぐる法制度についても研究が進められた。とりわけ、ポリスと家の関係を取りあげた研究として、ヴォルフとジェルネの仕事に言及しておきたい。L・ジェルネは、グロツツの影響下、養子制度や女子相続人に関する家族法の分析を通してゲノスの解体と個人の解放のものがたりにアプローチし、アテナイでは前六世紀の法制定家ソロンとともに、個々のオイコスがゲノスの束縛から解放され、これを契機として市民個人を基盤とするポリスが成立していったとみなした^③。ソロン以前には、実子(あるいは嫡出子)に欠ける場合にその財産は親族集団に吸収されたが、ソロン以降は、個々の市民にたいして養子をとる法的権限が認められ、オイコスがゲノスの束縛から解放されていったと考えた^④。個々の市民のオイコスの存続が保護されたことを、ソロンの国制の基盤とみなす見解は今日まで引き継がれている。

オイコスをアテナイ民主制の基礎とみる見解は、H・J・ヴォルフによる婚姻制度の研究において、さらなる展開をみるようになった^⑤。彼は、アテナイの婚姻とローマ法上の婚姻を対比し、法にもとづく婚姻と自由婚との差をつぎのように説明する。「ローマの場合とは対照的に、二つの結合の形態は、妻が夫の家族の政治的・宗教的単位の構成員となったかどうかという点で異なっていたのであって、夫の法的な支配権の問題は副次的な問題でしかなかった」。ヴォルフは、ポリスを、政治的・宗教的単位としての「オイコスの集合体」とみなし、そこにアテナイの部族制的性格を見出したのである。ヴォルフが、ポリス社会の構成要素としてのオイコスの意義を明確に打ち出し、とりわけ婚姻と子の嫡出性が私法上の問題にとどまらず、ポリス市民権と関連付けられていたことを重視したことは、その後の家族史研究を大きく進展させ

ることになった。いっぽう、彼が同じ論稿の前半部で、夫のオイコスと妻との関係について正面から論じ、妻にたいする夫の法的権力とオイコスの政治的・宗教的統一性を区別したことは看過されがちであるが、アテナイ国家構造上のオイコスの性格を考察するうえで、今日なお立ち戻るべき論点を提供している。

J・K・レイシイの『古典期ギリシア家族史研究』が上梓されたのは、一九六八年のことであった。ホメロス以降古典期にいたるギリシア家族について総花的に扱う同書は、ギリシア家族史研究の古典とされている。彼は、ゲノスが衰退したのち単婚小家族たるオイコスは、そのまま新たに創出された国家の下部組織のなかに組み込まれたと考えている。前五〇九／八年にクレイステネスは、それまでの四部族に代わって、人工的に一〇部族を創設した。市民は居住地にもとづいて一三九のデーモス（地区）に振り分けられ、デーモス群ごとに部族に編入された。デーモスはそもそも旧来の村落共同体をもとにしたと考えられており、居住地によって決定されたという意味では地縁的組織であった。しかし以後同じオイコスから出生した男子市民は、実際の居住地にかかわらず父のデーモスを引き継ぐことになったので、その再生産は、父系血縁原理にもとづいていた。いっぽう、それまでの血縁集団も廃止されたわけではない。とりわけフラトリアと呼ばれる擬似的血縁集団が共通の祖先を祀る祭祀集団として存続した。レイシイは、このフラトリアやデーモスへの登録が、父系血縁原理にもとづき、オイコス単位でおこなわれていたと考えている。^⑥

ところが一九七〇年代になると、ゲノスからポリスへという発展史的理解は根底から覆されることになった。一九七六年、F・ブリオラによるゲノス関連史料の徹底な検討によって、アテナイにはことさらにポリス形成以前から存続し、前古典期に政治的・社会的基盤となっていたと考えられてきたような父系氏族の痕跡が認められないことが示されたのである。^⑦ その衝撃のもと、一九八〇年代以降のアテナイ家族史研究は、家父長的な大家族制を離れ、前五世紀末から前四世紀の法廷弁論史料を用いた共時的な世帯・親族関係の分析へと大きく舵を切ることになった。S・C・ハンフリーズの一連の家族・親族研究は、法の実践の場である法廷で、どのような家族・親族関係が提示されているのかを検討し、直系的な

父系血縁集団にかわって、「生涯の一時期において核家族をとにした」親族を中心に、より選択的で横に広がる双系的な親族ネットワークの重要性を示した。^⑧これは代々続く世襲のゲノスの強固な結合を重視してきたそれまでの研究にたいするアンチテーゼであつたといえる。バターソンは、前五世紀半ばに制定されたペリクレス市民権法が双系の出自にもとづいていたことを指摘し、双系の血統の重要性を指摘するとともに、「オイコスとは世帯である」と断定し、アテナイ家族史研究が、ゲノスから離れて夫婦を基盤とする単婚小家族世帯に注目すべきであると主張している。^⑨

その結果一九八〇年代以降の家族史研究は、家族関係を規定する法制度にとどまらず、世帯の社会的実態にたいして向けられることになった。^⑩T・W・ガーラントは世帯のライフサイクル、妻方居住・夫方居住の割合、婚姻における地縁と血縁の影響関係といった実態面についての検討を進め、少し遅れてC・コックスは、クセノフォンに依拠してオイコスを夫妻中心の世帯とみなしたうえで、世帯における財産権の複雑さ―それは再婚した母親のもとでの養育、父親の不在による父方おじのもとでの生活、孤児の後見といった局面で、世帯のなかで核家族の範囲を超える人々が共同の消費生活を行い、あるいは、ある世帯の構成員の財産が、ほかの世帯の財産と一時的に区別しがたく管理されるといったかたちであられる―を引いて、実態面における世帯の敷居が、かならずしも高くなかったことを示した。^⑪L・フォックスホルは、そのような世帯財産のあいまいさが、所有権と使用権にはつきりした区別がみられないことに由来していると指摘している。^⑫これらの研究は、世帯の規模が可変的で単婚小家族の枠に収まらないこと、親族や友人らのネットワークが、単婚小家族の壁を越えて世帯に介入し、あるいはイレギュラーな世帯を構成していたこと、男性市民のキュリオス権(家長権と訳されることもあるが保護・監督権)が、世帯全体にたいする均質で完結した支配を意味しなかったことといった、世帯の実態を明らかにした。近年の世帯をめぐる研究の蓄積は、総じて、単婚小家族を超えた^{ad hoc}なネットワークの存在を示している。生活上の単位としての世帯は、単婚小家族を超えた柔軟性を備えていたのである。これらの社会的な研究の成果が定着した今、オイコスという枠組みにどれほどの法的意義があつたのかを問い直す時期に来ているようにおもわれる。

本稿では、「ポリスがオイコスの集合体であった」というヴォルフの主張を出発点として、この問題に向き合うことしたい。まず第二章では、D・マクダウエルによるヴォルフ説への反論^⑭を軸に、「ポリスがオイコスの集合体であった」といえるのかどうか、また法廷においてオイコスはどのような存在として観念されていたのかを「空のオイコス(エレモス・オイコス)」の概念を中心に検討する。第三章では、とりわけオイコスと女性の関係に焦点を絞り、法制上のオイコスと実態上の世帯がどのように補完しあっていたのかを検討する。

- ① C. Patterson, *The Family in Greek History* (Cambridge, Massachusetts, 1998).
- ② フュステル・ヌ・クーランジュ『古代都市』(白水社、一九九五
- ③ L. Gernet, *Droit et société dans la Grèce ancienne* (New York: Arno Press, 1979, originally published at Paris: Silex, 1955).
- ④ Gernet (第一章注③)は「エピクレオスと養子縁組に関する考察において血縁からの個人の解放を直接の問題とするが、『前書』におおては、これをゲノスからのオイコスの解放と解説している。
- ⑤ H. J. Wolff, *Marriage Law and Family Organization in Ancient Athens: A Study on the Interrelation of Public and Private Law in the Greek City*, *Traditio* (1944) 2, 43-95.
- ⑥ Lacey (「はじめに」注⑧), 16. ただしレイニィがデーモスへの加入がオイコスであるとうとうと、オイコスの女性メンバーとデーモスとの関係は明確でない。
- ⑦ F. Bourriot, *Recherches sur la nature du genos : Étude d'histoire sociale Athénienne, périodes archaïque et classique* (Thesis: Paris, 1976). ゲノスの存在が否定されたことが与えた衝撃にうつづ、桜井万里子『ギリシア社会史研究』(岩波書店、一九九九年)、三一四頁、
- 伊藤貞夫「古代ギリシアの氏族について——新説への懐疑——」『史学雑誌』一〇六——一九九七年、一四九頁。
- ⑧ S. C. Humphreys, *The Family, Women, and Death 2nd edition* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1993, 1st edition 1983). Id., *Kinship Patterns in Athenian Courts*, *GRBS* 27 (1986), 57-91.
- ⑨ Patterson (第一章注①)は「Patterson, *Periclean Citizenship Law of 451/450* (New York: Arno Press, 1981).
- ⑩ より網羅的には伊藤貞夫「一九八〇年代のギリシア家族研究」『史学雑誌』一〇〇—四、一九九一年、五五—八四頁。
- ⑪ T. W. Gallant, *Risk and Survival in Ancient Greece: Reconstructing the Rural Domestic Economy* (Polity Press, 1991).
- ⑫ C. A. Cox, *Households Interests: Property, Marriage Strategies, and Family Dynamics in Ancient Athens* (Princeton: Princeton University Press, 1998).
- ⑬ L. Foxhall, 'Household, Gender and Property in Classical Athens', *CQ*, n. s. 39, 1 (1989), 22-44.
- ⑭ D. MacDowell, 'The Oikos in Athenian Law', *CQ* 39 (1989), 10-21.

第二章 法廷弁論におけるオイコス

第一節 アテナイ法はオイコスを構成単位としていたか

本章では、法廷弁論にあらわれる「空のオイコス」の用例を起点として、アテナイ法が、オイコスにたいして、市民共同体の構成要素としての国制上の位置づけを与えていたか否かを検討する。ヴォルフが「ポリスはオイコスの集合体であった」と述べるとき、それはオイコスが政治・宗教上、国家編成上の単位であったことを意味していた。それにたいして、マクダウエルは法制面からの反論を加え、アテナイ法は単婚小家族たるオイコスではなく、個人を対象としていた、と結論付けている。ヴォルフは、政治・宗教上の単位としてのオイコスの一体性を法制上のそれと区別し、前者を肯定するいっぽうで、法制上の一体性には疑問の余地があると考えていた。オイコスがポリスの集合体であったという結論は、前者を根拠として導かれたものであった。それゆえマクダウエルによるヴォルフ批判には齟齬があるといわざるをえない。にもかかわらず、マクダウエルの論稿は、ポリスとオイコスの法制上の関係をあらためて俎上にのせたという点に意義があり、ポリスとオイコスの関係を問うために避けて通ることができない。

マクダウエルは、法廷弁論におけるオイコスの用例を逐一検討するなかで、オイコスの語義を、財産、家系、家族の三つに分け、それぞれの語義に該当する用例を検討した結果、アテナイ法上に、家族構成員の意味でのオイコスは確認されないと結論付けた。^①代わりに彼がアテナイ法上の親族関係として重視するのは、いとこの子またはまたいとこまでの近親者アンキステイスである。アテナイ法には、三か所、このアンキステイスにあたる親族が、法的な権利・義務と結びつけられて現れる。第一に、アンキステイスは、被相続人に嫡出子がない場合の無遺言相続の権利および、被相続人に嫡出

男子がおらず嫡出女子のみが残された場合に、彼女と婚姻する権利・義務を有していた。第二に、同じ範囲の親族は、ソロン以前から存続するドラコンの殺人の法に、過失殺人の罪で亡命中の殺害者にたいする、訴追の責務と赦免の権利を担う親族としてあらわれる。第三に、アンキステイスの範囲にある女性親族は、葬儀に関与することを求められていた。マクダウエルは、とりわけ相続順位において、アンキステイスが世帯の構成員を踏み越えて相続するケースがみられることをもって、近親関係アンキステイアがオイコスを貫いていると述べ、アテナイ法はオイコスを単位としていないと結論付ける。

ヴォルフへの批判として書かれたこの論稿は、当惑をもって受け止められた。S・トッドは、アテナイ法にオイコスの語があらわれないというマクダウエルの指摘について、アテナイのオイコスをめぐる「解決不能な難問」であると述べている^③。マクダウエルが法制上の単位としてのオイコスの妥当性を追求したのにたいして、トッドは、たとえオイコスの語が法文上にあらわなくても、「アテナイ法は個人のみならず、社団としての家族の利益を扱っている」と反論する。しかし、家族が社団として扱われているというとき、その根拠は、家の敷地の不可侵や世帯構成員の紐帯が法廷で論じられていることである。それは、アテナイの生活実態や社会通念における家の重要性を示すものではあっても、オイコスが法制度上の単位であったことを示唆するものではない。

アテナイで法制度を個々のケースに適用するのは、民衆法廷であった。法廷は一般市民からなる数百人規模の陪審員によって構成されており、当事者がおこなう弁論をもとに、必ずしも法の専門家でない陪審員が多数決で判決を下していた^④。法廷は、法制度と現実の社会のすり合わせの場であり、弁論はそれぞれの現実に合わせて、法制度をもっとも有利に適応させるための手段であった。法廷で当事者たちが説明する親族関係にも、法と現実が交錯している。人間集団としてのオイコスはアテナイ法の対象となっていない、とする、マクダウエルの主張の妥当性について、法と現実のあいだをとりもつ場としての法廷弁論の性格を踏まえて検討する。

第二節 総体的な概念としてのオイコス

マクダウエルは、財産、家系、家屋といった語義ごとに用例を収集し、オイコスの語は、人間集団の単位を示す語としては、法文にも法廷弁論にもあらわれないと、結論付けた。しかし、オイコスは、多義的であるというよりも、むしろ財産や家屋に還元されない総体的な概念として用いられている。

親族関係にかかわる訴訟の専門家として評判をとった法廷弁論家イサイオスの第二番弁論『メネクレスの家庭について』に、メネクレスという男性市民が、二度の結婚にもかかわらず嫡出子に恵まれず、養子をとった事例が残されている。通常、故人の生前に養子縁組の手続きを終えた養子（生前養子）は嫡出子と同様に扱われた。しかしほかに相続権を主張するものがあらわれて担当役人アルコンによるエピソード（裁定）を求めることがあった。この場合も、養子縁組からすでに二三年が経過していたにもかかわらず、被相続人メネクレスの兄弟が、養子縁組を無効として近親関係にもとづく相続権を請求している。話者によれば、故人メネクレスから養子を奪うことは「父祖の神々」も陪審員をも恐れない所業であり（第三節）、メネクレスの兄弟による遺産請求は、「故人を子供なしにし、私に侮蔑を加えてオイコスから追出す」（第三節）ことである。ここでいうオイコスとは、物理的な家屋のことではなく、人間の所属すべき場を指している。^⑤ しかも、オイコスには、継承されるべき名があった。

私は養子として、私自身も、ここにいるフィロニドスの娘である妻も一緒になって、彼（養父であるメネクレス）の生存中はその世話をし、そのオイコスが名を失う事がないように、私の子供に彼の名をつけました（第三六節）。

とある。アテナイでは個人名は、ゲノスに所属していない限り、所属デーモス名・父の名・本人の名によって示された。長男に父方祖父と同じ名をつける習慣があり、話者も長男をメネクレスと名づけたのである。

私の訴訟相手は、いまやわたくしからその大小はともかくとして父祖の家産を奪い、故人を子無しにし、名無しにしようとしているのです。そうなると彼に代わって父祖の祭儀をおこない彼のために毎年の定めの儀式をおこなうものもおらず、彼に相応しい敬意も奪われるのです。(第四六節、後略)

とまとめられているように、養子縁組を否定することは、財産の問題だけでなく、故人から、子供と父祖の祭壇の祀りと故人の供養を奪い、故人の名も奪うことであるとされている。^⑥ しかもオイコスの継承は、財産の有無にかかわらなかった。メネクレスの遺産は、メネクレスが孤児のオイコスの経営に失敗した穴埋めによって減少し、しかもこれまでの紛争の経緯のなかで、すでに事実上叔父の財産となっていたためである。^⑦ オイコスに残っていたのは、祭祀と名である。イサイオスの別の弁論でも、オイコスの名声が問題となっている。僧主殺害者ハルモディアスに連なる家系の、故人にいたる男系直系三代にわたる武勲を語ったあとで、

ディカイオゲネスよ、あなたは、このひとたちのオイコス(単数系)を、悪だくみにより受け取り、恥ずかしくも損ない、金に換えたというのに、貧乏に泣いているのだとすれば、何をどう散財したというのでしょうか(イサイオス第五番弁論『ディカイオゲネスの家産について』第四三節)。

と述べられている。オイコスと名誉が不可分のものとされ、またその名誉はオイコスのなかに引き継がれていくものとして観念されている。^⑧ 弁論中にはまた、たとえば「…タラントンのオイコスに嫁がせる」「…タラントンのオイコスに養子に入る」といったかたちで、オイコスの財政規模を強調する表現がみられるが、このオイコスの用例も単なる財産規模とすることが難しい。^⑨ 同じイサイオスの第七番弁論『アポドロスの家産について』では、訴訟相手であるアポドロスの

姉妹たちが、かつて兄弟の遺産を相続した際に、遺産を換金したことに言及している。

もし訴訟相手たちの手に財産を残せば、オイコスを空にする^⑩ことになることが、アポドロロスには明らかでした。この姉妹たちは、アポドロロスの兄弟の世襲財産を手にとると、自分たちに息子たちがいたにもかかわらず養子を入れることもせず、その夫たちは、アポドロロスが残した土地と五タラントンの財産を売り払って分け、オイコスを、かくも恥ずかしくも、空のままにしたのです(第三二節)。

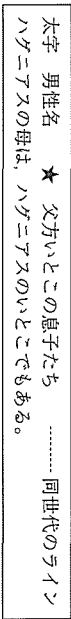
相続人である姉妹のために、法的権限を代行する夫たちが、相続した財産を換金している。財産が換金されて持ち出されることで、残されたオイコスは空になる。同様に、相続人が、故人のオイコスに養子を入れる死後養子の手続きをとらなければ、オイコスは空になる。オイコスは、人と財産が所属する場としてとらえられている。オイコスは財産(クレーロス)と同義でもちいられているわけでも、構成員と同義でもなく、それらを内包する場とみなされている^⑪。

第三節 オイコスの継承と「空のオイコス」——ハグニアスの家産をめぐる——

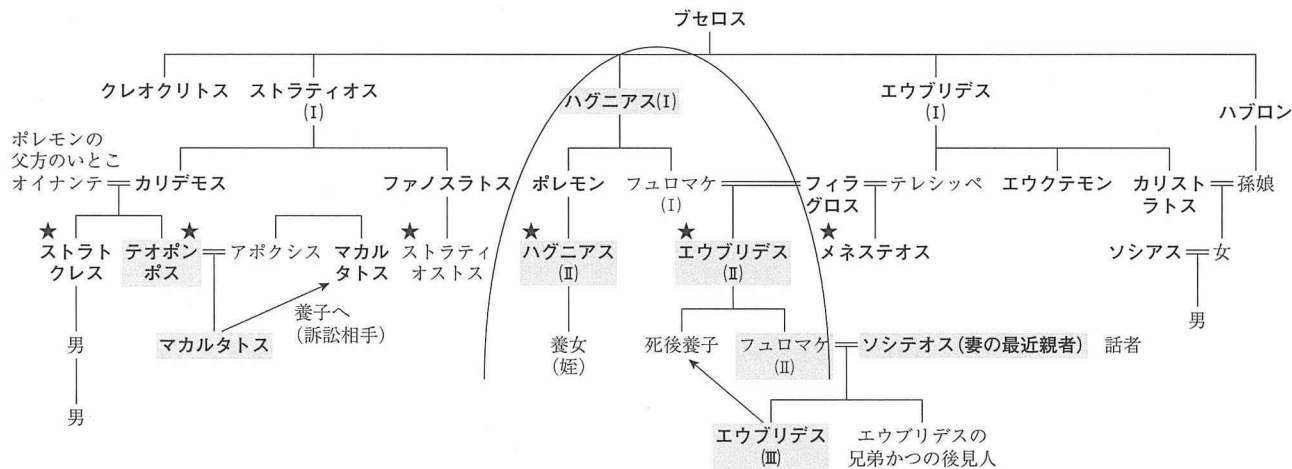
オイコスが総体的な概念であるとすれば、そのオイコスが「空のままになる」というのは、どういうことなのか。弁論中に散見される「空のオイコス」あるいは「オイコスを空にする」という表現について取り上げておきたい。「空のオイコス」あるいは「オイコスを空にする」という表現は、故人のいなくなつたあとの構成員の不在をめぐる用いられる。オイコスを空にしないためには、事前に養子をとるか、遺言で養子を指定する必要がある^⑫。

相続した近親者が故人のために死後養子をとることもできた。先述のイサイオス第七番弁論では、傍系親族であるアポドロロスの姉妹が、被相続人のオイコスを空のままにし、財産を売却したことが批判されていた。これらは養子縁組によ

ハグニアスの相続事例をみてみよう（系図1、2）。デモステネス第四三番弁論『マカルタトス弾劾』とイサイオス第一番弁論『ハグニアスの家産について』は、アッティカきつての富裕な一族出身で外交使節も務めた、ハグニアス（Ⅱ）の遺産をめぐる長年の係争のなかで残された弁論である。アッティカ法廷弁論においては珍しいことに、当事者両サイド



系図1 イサイオス第X I 番弁論『ハグニアスの家産について』



系図2 デモステネス第XLIII番弁論『マカルタス弾劾』系図

の弁論が残されている。系図1は、イサイオス弁論に描かれる親族関係図、系図2はデモステネス弁論に描かれる親族関係図である。この二つの系図の差には、法廷での家族関係の描写が、当事者が利用可能な情報をいかに有利に加工しているのが明白に表れている。親族関係をめぐる両者の説明のどちらかが虚偽であるというよりも、ここでは主としてデモステネスの手によるフュロマケ側の弁論によりつつ、オイコスがどのようにあるべきものとして描かれているのかをみていきたい。^⑫

資産家であったプセロスには五人の息子があつた（系図2参照）。そのうちの一人ハグニアス（Ⅰ）には、息子ポレモン、娘フュロマケ（Ⅰ）の一男一女があつた。ポレモンには息子ハグニアス（Ⅱ）が、フュロマケ（Ⅰ）には息子エウブリデス（Ⅱ）が生まれた。そのうち係争の対象となるのは、ハグニアス（Ⅱ）の遺産である。

外交使節として派遣されていたハグニアス（Ⅱ）は、姪を養女にとり、外地で亡くなった。^⑬ この姪から生まれるだろう嫡出男子が、ハグニアス（Ⅱ）の財産を相続するはずであつた。ところがこの姪が子を残さず亡くなったため、相続問題が浮上する。詳細は省略するが、ハグニアスの異父兄弟であつたグラウコスとグラウコンが遺言による養子縁組を主張。これにたいしてフュロマケ（Ⅱ）の父エウブリデス（Ⅱ）、ついでその娘フュロマケ（Ⅱ）が、異議を申し立て、遺言を無効としていったんは相続権を獲得する。ところが、いったん遺言が無効となつたため故人の遺志を尊重する必要がなくなり、そのほかの親族も改めて相続権を主張した。その結果フュロマケ（Ⅱ）は相続権を奪われ、テオポンポスが遺産を入手した。なおこのとき、テオポンポスは、兄弟の遺児である甥たちの後見人を務めていたが、遺産の取り分をめぐって、この甥たちに孤児虐待の公訴で訴えられている。イサイオス第一番弁論はこのときの弁論である。

仮にテオポンポスが、ハグニアス（Ⅱ）のオイコスが空になることを避けようとするならば、彼はハグニアス（Ⅱ）のオイコスに養子を立てる必要があつた。しかしテオポンポスは、二人の息子のうち一人を自分自身の相続人として確保したうえで、もう一人の息子マカルタトスを、ハグニアス（Ⅱ）のオイコスではなく、妻の兄弟のための死後養子とした。

さらにテオポンポス本人の跡を継ぐはずだったマカルタトスの兄弟が亡くなってしまつてしまうと、マカルタトスは実子を養家に相続人として残して実家に戻つた。ここにいたつてフュロマケ(Ⅱ)の夫は、息子エウブリデス(Ⅲ)をハグニアス(Ⅱ)のオイコスの死後養子に入れ、相続問題を再燃させる。ハグニアス(Ⅱ)の死後五〇年ほど後のことである。^⑭

養子は、自分の実子を養家に残さない限り、実家に戻るできないという規定が存在したことから、このような養子の出戻りが、実家・養家両方の断絶を避けるための便法として根付いていたことがうかがわれる。しかし、二つのオイコス所持することは、いっぽうのオイコスにたいする帰属心を疑わせることにもなつた。『マカルタトス弾劾』では、マカルタトスの名が、実父テオポンポスやハグニアス(Ⅰ)の家系に連なる名ではなく、テオポンポスの「妻の兄弟のオイコス」の名であることが問題視されている。オイコスと名は切り離せないという観念がここにも反映しているのである。マカルタトスがハグニアスのオイコスではなく、養父のオイコスに実子を残してきたことも、フュロマケ(Ⅱ)側によつて非難されている。フュロマケ側は、オイコスが空になることを回避することが相続人のあるべき姿であると考え、これを自分にも適用しようとするいっぽうで、訴訟相手がこの理想から逸脱していることを責めている。

この訴訟の相手側弁論であるイサイオス第一番弁論も、空のオイコスを避けたいという故人ハグニアス(Ⅱ)の希望を最優先にすべきであると論じている。そもそもハグニアス(Ⅱ)は、遺言で姉妹の娘を養女に取るように手配し、その手配通りに娘は養女となつた。そしてもしもその養女が早くなつたならば、異父兄弟であるグラウコンに相続させるように言い残していたという。弁論の話者は、遺言を尊重しようとしたが、フュロマケ(Ⅱ)側が遺言に異議を申し立てた。これは不当なことであつたとする。故人のオイコスが空にならないように養子をとることは、相続人の理想像として共有されていた。^⑮

ところで、「オイコスに養子に入る」というとき、そのオイコスは多くの場合、養父個人の名で特定される。^⑯ オイコスは代々継承されるものであるが、個人個人に帰属するものとも考えられていた。

陪審員のみなさん、ブセロスはオイオン区の出で、五人の息子がおりました。ハグニアス（Ⅰ）、エウブリデス（Ⅰ）、ストラテイオス（Ⅰ）、ハプロン、そしてクレオクリトスです。このブセロスの息子たちがすべて大人になりますと、父親であるブセロスは、立派に正しく、このものたちに財産を分与しました。そのあと、それぞれがあなたがたの法にのっとり妻を娶り、そのすべてに子供たちと、そのまた子どもたちが生まれ、ブセロスのオイコス一つから五つのオイコスが生じました。それぞれ独立して居を構え、自分のオイコスを持ち、子孫をなしたのです。（デモステネス第四三番弁論『マカルタトス弾劾』第一九節）

とある。ブセロスが起こした一つのオイコスから五つのオイコスが生じ、同様に、その五つのオイコスはその息子たちのオイコスに引き継がれた（系図2参照）。フュロマケ側弁論は、フュロマケ（Ⅱ）の息子エウブリデス（Ⅲ）を、母方祖父にあたるフュロマケ（Ⅱ）の父エウブリデスの養子に入れたことを、「エウブリデス（Ⅱ）のオイコスと、そしてハグニアス（おそらくⅠ）のオイコス」に入れたと表現している。それが可能であったのは、エウブリデス（Ⅱ）のオイコスが断絶すれば、その大本であるハグニアス（Ⅰ）のオイコスも断絶し、逆にエウブリデス（Ⅱ）のオイコスが承継者を得れば、元を辿ってハグニアス（Ⅰ）のオイコスも存続することになるという意識のあらわれである。^⑦さらにフュロマケ（Ⅱ）側は、この係争における被相続人ハグニアス（Ⅱ）のオイコスもまた、系譜を辿れば同じハグニアス（Ⅰ）のオイコスの系譜につながるから、このハグニアス（Ⅰ）のオイコスを全体としてみたときには断絶を免れていると考えている。ハグニアス（Ⅰ）のオイコスのまともりは弁論全体を通じて強調されており、それは、訴訟相手のマカルタトスらが、ブセロスのオイコスに属する五つのオイコスのうち別系統のオイコスに属するために、近親関係が一段遠いことを強調する効果を狙ったことである。

しかしマクダウエルのように、オイコスを家系と同一視することにも注意が必要である。たしかに「父祖のオイコス」という表現や、数代にわたるオイコスが単数形で示されるケースは、子のオイコスが父のオイコスを継承しているという

考えを示している。そのいっぽうで、この連続性は、個人個人のオイコスが存在と両立していた。プセロスのオイコスから五つのオイコスが出たという説明は、五つのオイコスの独立性を示している。父のオイコスと子のオイコスは別であった。イサイオス第六番弁論『フィロクテモンの家産について』で、父エウクテモンのオイコスと子フィロクテモンのオイコスが、財産を分割していないにも関わらず「エウクテモンのオイコスとフィロクテモンのそれ(第四七節)」として別々のものとして扱われていること、子フィロクテモンが独自に遺言養子をとっていることにもそれは反映されている。

法廷弁論におけるオイコスは、ときに女性を媒介としながら男性市民から男性市民へと継承され、かつ市民個々人に所属するものとして認識されている。^⑧ その個々のオイコスを「空のオイコス」とすることは、法廷において望ましくないこととがらと考えられていたようにおもわれる。

第四節 「空のオイコス」をめぐる法文

「空のオイコス」は、弁論上にあらわれる道義上・心情上の問題であるにとどまらず、法制上の保護の対象でもあった。マクダウエルは、空のオイコスをめぐる規定が、オイコスの語が法文に現れる可能性をもつ唯一の事例であると指摘している。^⑨ ところが、結局のところマクダウエルは、法文に二度あらわれるオイコスの語が、それぞれ財産と家屋の意味で用いられているにすぎないと結論づける。しかしながら、すでにみた弁論における「空のオイコス」への高い関心からすれば、法文におけるオイコスも同様に、財産や構成員の属する場としてとらえることができる。

空のオイコスをめぐる法は、二つのテキストに現れる。

① イサイオス第七弁論第三〇節

死に際しては誰でも、自分自身のオイコスが空にならず、死者への供物やそのほかの定め祭儀をおこなう人があるように、自

分のものを処理しようとする。また、子供を持たずに亡くなるとしても、養子をとるものである。これは、個人的に判断していうことではなく、公的にポリス共同体が思うところでもある。法に、アルコンはオイコスが空にならないように配慮するようにと定められている。

② デモステネス第四三番弁論『マカルタトス弾劾』第七五節

アルコンは、孤児、エピクレーロス、空のオイコス（エレモス・オイコス）ならびに、子を身ごもっていると主張して、亡くなった男のオイコスに留まるかぎりの女を保護すべし。アルコンはこれらに配慮すべく、これらにたいしていかなるヒュブリス（侮蔑）が加えられることもなきよう、配慮すべし。何人かがヒュブリスを加え、あるいは違法なことをなすことがあれば、その職掌の範囲内で科料に処すべし。それを超える刑罰に相当するとみなす場合には、ふさわしいと思われる刑罰を起訴状に記し、法廷に召喚すべし。もし有罪となれば法廷は、有罪のものについて、そのものが甘受しあるいは支払うべき刑罰を科すべきこと。

加えて、「空のオイコス」についての直接の言及はないものの、②の法文と密接に関連する規定が、伝えられている。

③ アリストテレス『アテナイ人の国制』第五十六章第七節

しかるに彼「アルコン」はまた、孤児とエピクレーロスと、夫が亡くなったが子を身ごもっていると考える女性を保護すべし。かつこれらに不正を働くものにはたいしては、科料に処するか民衆法廷に召喚する権限を有すべきこと。孤児と、エピクレーロス（一四歳まで）のオイコスを貸借に出し、担保をとるべし「以下略」。

イサイオスによる法の紹介（①）は、もともと簡略化されているが、前述の『アポドロスの家産について』の一部であ

る。法に言及する直前に、オイコスを空にしないために、祭祀をおこなう人がいるようにせめて養子をとるものであると述べられていること、直後に「空のオイコス」の表現が、養子をとらず世襲財産も売り払ったオイコスの状態を指して用いられていることから、ここでいう「空のオイコス」が、財産そのものではなく、財産と人が所属する場を指していることは明らかであろう。

デモステネスの伝える法文(②)は、アルコンが保護する対象として、まず孤児とエピクレーロスに言及する。父親が亡くなった男女の嫡出子は、母親が生存していても、孤児(オルファノイ)とみなされる。孤児は成人するまで後見人のもとにおかれ、父親の財産もその管理下に置かれた。その財産の返還・管理をめぐって後見人と孤児のあいだに争議が生じた場合、孤児は後見人にたいして「孤児の私訴」を起こすことができた。孤児にたいして虐待がみられると思われる場合には、「何人でも欲するもの」と呼ばれる任意の市民にたいして孤児虐待のエイサンゲリアで後見人を訴えることが制度上認められていた。これらの孤児のための訴訟も、アルコンの職掌下にあった。エピクレーロスは、年齢を問わず、男兄弟がいなかった娘のことである。エピクレーロスは父親の財産とともに近親者の法的権能下に入り、通常この近親者と結婚した。エピクレーロスがすでに結婚して子がいる場合にはその限りではない。エピクレーロスの父親の財産は、エピクレーロスの子供が成人するまではエピクレーロスの夫の法的権能のもとにあるが、子の成人を待って、子が所有者となると定められていた。このエピクレーロスにたいして虐待がおこなわれた場合にも、孤児の場合と同様に虐待のエイサンゲリアが設定されており、アルコンの職掌下にあった。父親の死後、エピクレーロスが誰の法的保護下に入るかに裁定をくだすのもアルコンの仕事であった。

その次に言及されるのが「空のオイコス」である。マクダウエルは、このオイコスを財産と同義とみなすが、イサイオスの法解釈に従うならば、「空のオイコス」は、人的な連続性に重点をおいた表現である。そのことは、弁論中にあらわれる「空のオイコス」あるいは「オイコスを空にする」という表現を検討することでさらに明らかとなる。すでにみたメ

●(夫) — △(妻)

●▲(孤児あるいはエピクレオロス)

●▲オイコスに帰属する (よってオイコスは空とならない)

△ 妻は夫の死後オイコスに帰属しない (よってオイコスは空となる)

図1 「空のオイコス」概念図

ネクレスの遺産をめぐる、イサイオスは「空のオイコス」を避けるための方策としての養子縁組に言及している。「空のオイコス」と養子縁組の結びつきは、法廷弁論におけるオイコスの用例のなかに、しばしば認めることができる。

最後に夫の子を身ごもっていると主張し、夫のオイコスに留まる女性についても、アルコンは彼女が「夫のオイコス」に留まるかぎり、配慮しなくてはならない。マクダウエルはこの場合オイコスは「家屋」であると主張するが、法文の強調点は、彼女の居住場所ではなく彼女が亡夫の妻として亡夫のオイコスとの関係を保ち続ける点にあるとすべきであろう。^④

孤児が残されている場合には、オイコスは空とならない。エピクレオロスが残された場合も同様である。^⑤ところが男女の嫡出子に欠ける場合、故人の妻がいてもオイコスは「空」となる。子どもを身ごもっているとな乗りで亡夫のオイコスに留まっている女はアルコンの保護下におかれるが、いったん子を産めばアルコンの保護の対象外となる。妻が、少なくとも夫の死後、夫のオイコスの構成員とみなされていなかったことがここに示されている(図1参照)。

夫を亡くした妻は、子どもがいらない限り、夫のオイコスに留まる場所がなかった。^⑥婚姻は妻の父が夫とかわす契約であり、夫の死によって自動的に解消されるかのごとくである。オイコスは「空」となり「空のオイコス」は、アルコンの保護下に入ることになる。実際にアルコンが、「空のオイコス」にたいして何をおこなったのかは明らかでない。遺言による養子が相続権を主張する場合、アルコンのエピディカシア(裁定)によって、相続が確定した。このときに必要に応じて法廷を主宰するのもアルコンである。「空のオイコス」にたいするアルコンの配慮とは、具体的な措置というよりも、アルコンが順当にエピディカシアを遂行することを指しているのかもしれない。^⑦

③『アテナイ人の国制』第五十六章第七節はアルコンの職務について解説するが、デモステネスの法文とは異なり、孤児・エピクレーロス、夫の子を身ごもっている妻についての言及し、「空のオイコス」については沈黙する。これらにたいしては「職掌の範囲内で」法的措置を講じることが求められている。^{②④} ここにも寡婦本人に対する措置はあらわれない。最後にアルコンが貸し出す孤児とエピクレーロスのオイコスとは家屋を含む家産の全体である。

以上のように、法廷弁論におけるオイコスの語の用例からは、オイコスが総体的な概念であり、かつ継承されるものと理解されていたこと、にもかかわらずオイコスは、男子個人に男女の子孫がないとき「空」と認識されたことが確認された。弁論中に引用される「空のオイコス」をめぐる法文は、オイコスが少なくとも法制上の概念であったこと、しかしそのオイコスに、妻は完全に組み込まれることがなかったことを示唆している。^{②⑤}

① MacDowell (第一章注③). 21.

② D. MacDowell, *The Law of Athens* (London: Thames and Hudson), 98-9, 109, R. Just, *Women in Athenian Law and Life* (New York: Routledge, 1989), 85-89.

③ Todd (「はじめに」注⑥). 204-206

④ やしあたり Todd (「はじめに」注⑥) 77-97 および橋場弦「丘のうへの民主政」(東京大学出版会、一九九七年)を参照のこと。

⑤ 建物や場所を指すと思われる用例もある (D.H. Jones ⑥)。しかし住まのの意味では、副詞のオイコイを用いるほうが一般的であった。

⑥ Isok. XIX. 35 (アイギナでの事例) にも「オイコスが名もなくなることを見逃す」とある。

⑦ II. 35, 同様 II. 15.

⑧ オイコスの名という表現はとらないものの、オイコスに引き継がれる荣誉という観念は「メネクレスの家産について」のなかにも確認することができる。「だが現状においては、メネクレスが富んでいる時

に彼の息子として養子になり、その財産によって彼のデーモスで体育長官をつとめ、彼の息子として荣誉を与えられ、その間のあらゆる遠征に、彼の部族とデーモスのなかにまじって従軍しておきながら、彼が死んだ今裏切り、彼のオイコスを空にするとしたらそれは恐ろしくも恥ずかしい事であると思われるのです」(Is. II. 42)。オイコスに備わる名譽と、オイコスの財産が関連付けられている。

⑨ 「…タラントンのオイコス」Dem. XXVII. 64 「三タラントンのオイコス」とのあいだに婚約を取り結ぶ:Is. III. 8, 28 財産を売り払い山分けにし、オイコスを空にする? : Is. VII. 31 「トリエラルコス級のオイコスをこぶす」: Is. VII. 32, 42

⑩ ἐπιγίαν ποιήσας τὸν οἶκον

⑪ 法廷弁論における用例のなかで、「孤児のオイコス」の貸付制度に關しては財産としての側面が強調される。孤児と一四歳以下のエピクレーロスについて、そのオイコス全体を貸し付け運用し利子収入と資産の回収を確実にする方法があった。後見人が孤児のオイコスを管理

する場合に¹⁶、その祭祀も含まれてゐたが (Lys. XXXII. 21)¹⁷ 第三者へ貸し付ける際には、純粋に額面が問題とされている。孤児のオイコスへの貸し付けについては [Aristot., A. P. LVI. 7] および P. J. Rhodes, *A Commentary on the Aristotelian Athenian Politeia* (Oxford: Clarendon Press, 1981) の該箇所を見よ。同様に財産としての側面が強さゆゑに Isok. XV. 288¹⁸。

¹² 両弁論のあいだには事実関係についての主張の差異があり、血縁関係を含む事実を明らかにすることは困難である。イサイオスについてはすでにハルカリナッソスのデイオニュシオスが「敵にたいしてはあくどく、陪審員を騙し、弁護する事件について手段を選ばず言い立てようとする」(De Inditio. 3) と評価しており、W. Wyse, *The Speeches of Isaeus* (Cambridge: Cambridge University Press, 1904) も「イサイオスを疑う立場をとる。さうは、トムソンはそれについて両弁論について、イサイオスの主張にできるかぎり沿つた理解を試みた。W. E. Thompson, *De Hagniae Hereditate: An Athenian Inheritance Case* (Leiden: Brill, 1976)。

¹³ Thompson (第二章注²³)、14-15 によれば前二九六年、Wyse (第二章注²⁴) によれば前二七七年-二七一年。

¹⁴ Thompson (第二章注²⁵) に従ふ。

¹⁵ 生前養子および遺言養子は、故人がオイコス継承の遺志を表明するより確実な方法であつた。血縁にもとづく遺産請求者が養子縁組によつてオイコスを継承する意思を示す事例として Dem. XLIV. 43, 66 がある。血縁による死後養子が、オイコス継承のために望まれていたこと¹⁹、にもかかわらずそれが自発性に委ねられ義務とはみなされていなかったこと²⁰に J. L. Rubinstein, *Adoption in IV. Century Athens* (Copenhagen: Museum Tusculanum Press, 1993), 106-22 を参照のこと。

¹⁶ Dem. XLIII. 15, 29, 41, 81, 84, XLIV. 19, 1s. IX. 1, X. 6, 8.

¹⁷ 弁論の冒頭から、この箇所までのあいだで言及されているのは被相続人たるハグニアス (II) であるが、二つの別々のオイコスの養子となることは考えにくいので、ここでのまにかハグニアス (I) へと言及の対象が移行していると考えられる。第一四節で、「この子どもが、エウブリアスの息子としてハグニアスのオイコスに導入された」とフラトリアの構成員が評決を下したと述べられるとき、ここで言及されているのは明らかにハグニアス (I) である。

¹⁸ 女性にはエビクレイロスであつても自らオイコスの名義人となることはない。養女もまた然り。ただ兄弟がいなの場合に、父の財産を生まれてくる子に伝えるに過ぎず、彼女から生まれた子が成人後、エビクレイロスの父の財産を継ぎ、望ましくはそのオイコスを継承したのである。エビクレイロスについては次節を参照のこと。

¹⁹ 法文上の用語にオイコスの語があらわれるほかの事例として、孤児とエビクレイロスのオイコスの貸し付けに関する法 (第二章注¹¹) と孤児のオイコスにたいする加害に関するエイサンギリア ([Aristot., A. P. XLVI. 6] がある。孤児のオイコス貸付に関するファシスも存在してゐたかも知れない。L. Beauchet, *Histoire du droit privé de la République athénienne* (Chevalier-Marescq, 1897), I. 294-303.

²⁰ MacDowell (第一章注²⁹)、J. H. Lipsius *Das attische Recht und Rechtsverfahren* (1905-1912, Reprint 1984), 509 は②「空のオイコス」を「Haus」とする。J. H. Harrison (「はじめに」注²) は「①について、オイコスをクレイロス (家産) ではなく「家族の祭儀を構成する無形財の結集」と解釈する。

²¹ D. Asheri, 'Iokos eremos nel diritto successorio attico', *Archiv o giuridico* (1960), 159, 11-14. オイコスはやがてエビクレイロスと、アルコンの裁定により彼女と結婚した近親者とのあいだに生まれる嫡

出男子に継承されるであろう。ただしその子が財産だけでなくオイコスを継ぐためには養子縁組の手続きが必要であった。エビクレーロスの子の養子縁組をめぐる論争について、桜井万里子『ギリシア社会史研究』(岩波書店、一九九九年)、一七九—二〇六頁。

② 子供がいる場合の寡婦および寡婦の再婚について、V. Hunter, 'The Athenian Widow and her Kin', *Journal of Family History* 14, 4 1989, 291-311.

③ Wyse (第二章注②), 574-76, Asheri (第二章注②), Lipsius (第二章注②), 95, 196 は同法を根拠に妻は夫の住居(リープシウスはオイコスに住居の意味で理解する)に留まらなと考える。

第三章 法制上のオイコスと世帯の親愛

第一節 オイコスと女性

以上の考察により、アテナイ法制上オイコスは不在であったというマクダウエルの見解には、修正の余地がある。むしろ、法制上のオイコスは、生活の場としての世帯とは切り離して論ずるべきだといえるべきである。アテナイにおける世帯のイメージは、「はじめに」で述べたように夫と妻を基本として形成されてきた。念のため申し添えると、アテナイでは非嫡出子が聖俗のアンキステアと表現される宗教上・私法上のいっさいの血縁関係から排除されており、婚姻には法的な正当性の根拠であった。しかしながら、それは、夫婦がともに住むこと(シュノイケイン)によって生じる同居同財の単位としての世帯に法制上の基盤があったのかどうかということとは、別の問題である。本稿においては、法廷弁論における「オイコス」の用例について検証した。その結果浮かびあがってきたのは、直系によって継承されるいっぽうで、妻の存在が希薄な家のすがたである。

④ 直前に、孤児・エビクレーロス・孤児のオイコス(および後見人)に対する「虐待」の公訴について言及されており、③の内容は、これらの法廷を主宰するということとまらない、アルコンの職権を意味する。

⑤ もっとも「妻が」夫あるいはオイコスを離れようとするとき」(Is III, 78)とか「母が夫と死別したのち」オイコスから立ち去った」(Dem. XL, 6)という表現は、妻が夫のオイコスに、夫を通じて関係していたことを示している。しかしその関係は、夫の死によって自動的に解消されるがごとくである。

夫のオイコスと妻とのあいだの法制上の関係の希薄さは、すでにヴォルフが指摘していたところである。アテナイにおいて婚姻は妻の父（あるいはそのほかのキュリオス）と夫とのあいだの契約であつた。婚姻は、婚約（エンギュエ）を経ておこなわれ、婚約の際には必ず、父あるいはほかのキュリオスが花嫁の「食い扶持」にあたる嫁資の額を取り決めた。^②嫁資は娘の夫に委ねられた。この花嫁の引き渡しをエクドシスという。ヴォルフは、アテナイで嫡出子を産むための婚姻手続のうち、花嫁の引き渡しは、夫のオイコスへの花嫁の完全な移行を意味しなかつたことに注意を喚起している。婚約（エンギュエ）の際に交わされる言葉に、「嫡出子を得るために」とあり、花嫁の譲渡はこの条件かぎりのものであつたと指摘するのである。「空のオイコス」の法が、夫の死後、夫のオイコスの構成員として妻を考慮に入れていなかったことも、これによつて了解される。

エクドシスについてのヴォルフの考察は、商業上の用例との類比にもとづくものであつて、「論理上の強さこそあれ、推論にすぎない」^④との批判も受けている。しかし、法制上のオイコスにおける妻の存在の希薄さは、近年の研究においても、夫のオイコスへの女性の移動が一時的であつたことを示すいくつかの局面によつて裏付けられている。フォックスホルは、女性にたいする男性のキュリオス（保護・監督者）としての立場が、婚姻によつて父から夫に完全に移行することなく、むしろ女性たちは、状況に応じて、都合のよいキュリオスを選ぶことができたと論じて、夫の法的な支配が限定的であつたこと、女性が実家とのつながりを保ち続けたことを示した。

夫のオイコスへの女性の移動が一時的なものであつたことは、離婚手続きからもうかがわれる。L・コーンハフトは、離婚の全事例を検討し、離婚が夫と本人、そして実家のあいだの周到な合意のうえでおこなわれていたことを明らかにしている。^⑤離婚には、夫が妻を離縁する場合と、妻が夫のもとから出ていく場合があつたが、アテナイでは女性に法的権限がなかつたため、女性の法的権限を、女性を連れ戻す実家の男性が代行しなくてはならなかつた。その際にエクドシスを解消する正式な手続きが存在しなかつたことも、そもそも実家からの移行が不完全であつたことを示している。死別によ

り女性が実家に戻る場合、あるいは離婚の際に、女性が夫のオイコスに携えた嫁資は実家の父・兄弟等に返還された^⑥。嫁資の使用権は夫にあったが、嫁資が夫のオイコスの一部をなすとみなされていなかったことは、国家による財産没収の際に、妻の携えた嫁資が合算されなかったことにはつきりと示されている^⑦。さらに、法廷弁論が残された時期のアテナイでは、死別等の理由による再婚も一般的であった。亡夫とのあいだに子がある場合、残された妻は子のもとに留まることもできたが、再婚圧力も強かった。再婚の際に、女性はいったん嫁資を携えて実家に戻り、その後再婚する。夫が遺言等で妻の再婚先を指定する場合もあったが、それも実家の合意があつてのことと考えられている^⑧。これらは、いずれも、結婚によって法制上かつ実態上、女性の実家への帰属が断ち切られなかったことを示している。夫と死別した女性は、子のない場合は実家にもどる。V・ハンターが端的に述べるように、「アテナイで女性は、夫のオイコスの『通過客』であつた」のである。

先にみたハグニアスの遺産相続をめぐる争いで、デモステネスはマカルタトスの母でありテオポンポスの妻でもある係争相手が、同じ部族の出身でないことを指摘し、彼女は「ハグニアスの同族(シュンゲネイス)でなく、異なる部族であるアカマントス族の出であり、かつ異なるデーモスの出身でプロスパルタの出です」という。夫や父ではなく女性自身のデーモスとのかかわりが言及されること自体珍しいが、その既婚女性のデーモス名が、夫のデーモスではなく父のデーモスであることは興味深い^⑩。

さらに付け加えるならば、正妻から嫡出子を得ることが、もともと自然なオイコス継承の方法であつたとしても、オイコスの継承のために婚姻は必須でなかつた。正妻が不在であっても、養子縁組によつてオイコスの継承は可能であつたためである。イサイオスの弁論には独身者が養子をとる事例がいくつかみられる。しかも嫡出子がほかのオイコスに養子に出る場合、実母との関係は養子縁組後も継続し、逆に、夫が養子をとつた場合、正妻と養子のあいだには何の関係も生じなかつた^⑪。

女性と夫のオイコスとのあいだの関係の希薄さは、実家との関係の強さの裏返しである。アテナイの親族関係法は、女性が結婚後も娘としての立場を保持し、生家との関係を維持し続けたことを示している。¹² ソロンの無遺言相続の法はつぎのように定める。

遺言を残さずに死亡した場合、もし女子を残したならば、「遺産は」彼女たちとともにあるべきこと。女子を残さない場合、次のものが遺産に関して権利を持つべきこと。父を同じくする兄弟がある時は「彼らが遺産を受け取ること。彼らが既に亡く」、兄弟の嫡出子がある時は、彼らが父の分け前を受け取ること。同じ血筋に属する場合には、親等においてより遠くとも、男子およびその跡継ぎが優先すべきこと。父方に、「いとこの子たち」に至るまでのものがないときは、母方のものたちが同じ順序に従って権利を有すべきこと。双方に「いとこの子たち」に至るまでの範囲のものがいない場合は双方で最も近いものが権利を有すること（デモステネス第四三番弁論『マカルタトス弾劾』第五一節）。

アテナイの相続法は、フュロマケが、婚姻後わが子をハグニアスの養子にできたことに示されていたように、女系による相続を認めていた。とりわけ、フュロマケのように男兄弟がいない女子はエピクレーロスと呼ばれ、彼女が生んだ子供が、子供にとって母方祖父にあたるエピクレーロスの父の財産を継ぐことになった。その際、可能であれば「オイコスが空にならないように」養子に入ることが期待されていた。相続法はまた、アンキステイスと呼ばれる故人のいとこの子までの親族にも順次優先的な相続権を認めていた。女性は、夫のオイコスにおける相続権を持たなかったが、近親者の財産を、男系に同等の相続人が不在の場合に限って、相続することができた。¹³

同じアンキステイスの範囲の女性は、ソロンの葬儀令にもあらわれる。

ソロンの法…故人は任意の方法で家に横たえられるべきであり、通夜の翌日夜明け前に運び出すべきである。その際、男が先頭を、女が後ろを歩くべきである。六〇歳未満の女は、いとこの子以内のものを除いては、故人の部屋に入ったり、墓への葬列に従ってはいらない。また、いとこの子以内のものを除いては、女性は遺体が運び出された後の、故人の部屋に入ってはならない。(デモステネス第四三番弁論『マカルタトス弾劾』第六二節)

とある。法律上の文言に、血縁の女性たちの権利・義務が表れているいっぽうで、故人の妻や近親者の妻のすがたがみられないのは奇妙である。実際には、リュシアス第一番弁論『エラトステネスの殺害について』でエウフィレトスの妻が姦夫エラトステネスの目に留まったのは、エウフィレトスの実母の葬式のときであった。あるいはイサイオス第六番弁論では、老エウクテモンの死に際して、情婦アルケラが、正妻と娘たちにたいしてその死を伏せたことが強く批判されている。イサイオス第八番弁論『キロンの家産について』では、キロンが亡くなったとき、遺産相続権を主張する話者が葬儀のために遺体運び出そうとしたところ、妻が泣いて止めたと述べられている(後述)。ところが、先にみたハグニアス(Ⅱ)の相続争いにおいて、デモステネスは、フュロマケ(Ⅰ)は被相続人ハグニアス(Ⅱ)のおばであり、フュロマケ(Ⅱ)はエウブリデス(Ⅲ)の母かつエウブリデス(Ⅱ)の娘であると述べ、これらを葬儀令と照らしあわせて、これらの血縁関係にもとづき、葬儀令が彼女たちにたいして通夜と墓地への参列を許していると述べる(第六三―第六五節)。法が参列を許しているのは、訴訟相手マカルタトスの母にたいしてでもなければ、テオポンボスの妻にたいしてでもない。卑いの勞をとるのは、「われわれの女たち」(同第六五節)であるのに、その範囲のそこにあるものが相続を要求するのは不当であるといのである。相続と葬儀・供養のあいだには、密接な関連性が意識されていた。^⑭アテナイの葬儀令が、文面上、妻に言及せず、血縁の女性と故人の関係を優先している背景には、そのような相続権と供養の結びつきがあるのかもしれない。^⑮これらの法制度とそれにもなう社会的慣行は、法制上のオイコスが妻を排除するいっぽう、女性と父のオイコスと

のあいだにみられる婚姻後も途絶えない関係を示している。^⑮

第二節 オイコスと世帯——家族の肖像

法制上のオイコスについての議論が展開されるいっぽうで、法廷弁論には、制度を超えた家族のつながりをみいだすことができる。^⑯ ハンフリーズは、法廷での証言者のリストが、女系親族と姻族の高いプレゼンスを示すことを明らかにした。しばしばオイキアと表現される家庭での人間関係には、法制度の枠を反映しながらも、日常の親愛によってその枠を超えて広がる人間関係が反映されている。一例を挙げるならば、先に見たイサイオス第二番弁論『メネクレスの家産について』では、妻とのあいだに子供を得ることができなかったメネクレスが、せめて妻をもらったオイキアから養子をとりたいと望んでいる。イサイオス第八番弁論には次のような光景が描かれている。

私は、親戚である父のいとこを連れて、私自身の住居（オイキア）から申いをだすつもりで彼の遺体の世話をしにいき、デイオクレスが家にいなかったで、中に入って、運搬役を引き連れ、遺体を運ぶ準備をしておりました。しかし、祖父の妻が、葬式を彼女の家（オイキア）から出すように要求し、彼女手ずから、我々と一緒にキロンの遺体にかかわってこれを整えたいと言って懇願して泣いたので、みなさん、私は説得され、デイオクレスのところについて証人を立て、デイオクレスの姉妹（であるキロンの妻）が懇願するので、私が、その場所から葬式を出すと述べました（第二三節）。

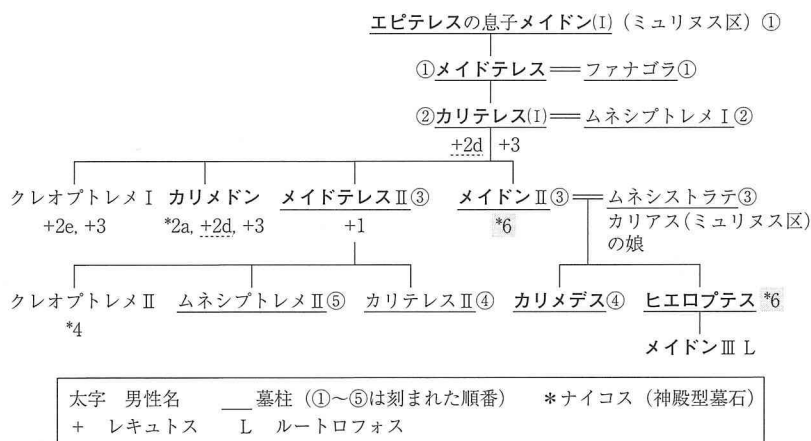
とある。生活の場における親愛の情が法律を超え、妻の夫にたいする影響力が行使されている。さらに再婚の場合に、法律を超えたつながりをもっとも顕著にあらわれる。妻は子を再婚先に伴うことが多く、連れ子は法的にはいっさい親族関係のない母の再婚相手の家庭で育つことになる。そこに生まれる親愛の情は法定の血族関係を越えることがあった。イサ

イオス第七番弁論『アポドロスの家産について』の場合、アルケダモスが、妻の連れ子アポドロスの苦境を放置できずに家(オイキア)に入れ、財産返還訴訟を起こして三タラントンを取り返すと、アポドロスはこれに感謝して、アルケダモスの娘を誰よりも大事にし、彼女から生まれたトラシユロスを養子にとっている¹⁸⁾。

このような、法制上のオイコスの系譜と家庭における親愛の競合あるいは協調関係は、墓石にも表現されている。アテナイのあるアッティカ地方では、前四世紀中葉に大規模な家族墓の急増をみる。先にみたハグニアスのオイコスにも、一族の墓所があった。

ブセロスの子孫すべてに共有の墓所があります。(これはブセロスの子孫の墓所とよばれ、広くて、古風なやり方で囲われています)。この墓所にブセロスにハグニアス、エウブリデスにボレモン、その他多くのほかの子孫がすべて眠っているのですが、被告マカルタトスの父と祖父だけは墓所を共有せず、ブセロス家のそれから離れたところに、独自の墓地を作ったのです。彼らは皆さんの目に、ハグニアスのオイコスに属しているようにおもわれるでしょうか。彼らは、自分のものでないものを手に入れて所持しているということではないのでしょうか。ハグニアス(Ⅱ)と、そのいこであるエウブリデス(Ⅱ)のオイコスが減じるかどうかという事は、彼らの関心事となったことがないのです。(デモステネス第四三番弁論『マカルタトス弾劾』第七九―第八〇節)

とあるように、墓所は、オイコスの系譜と一族の連帯を可視化するものとしてとりあげられている。ところが、墓所のかに設置される個々の墓碑は、もう少し小規模な家族の親愛関係を描いている。女性と女中のいる女部屋の光景や、夫婦や親子といった家族内部の情愛を描く墓碑レリーフは、大きな家族から解放された私生活の場としてのオイコスを象徴するかのようである¹⁹⁾。その憂いを含んだ気高さで澤柳大五郎氏の著書のタイトルともなったヘゲソの墓もそのひとつである²⁰⁾。彼女の墓は、ケラメイコスの家族の墓所(ペリポロス)の一画にあり、同じ囲いの中心にある背の高い墓柱は、直系の長



系図 3 メイドンの家族墓 (前380—前330以降)

Bergemann (第4章注⑩) の図版をもとに作成

子四代の男性たちの墓標である。ヘゲソは、そのうち最年長であるコロイボスの妻であったと推定される。囲いのなかには、コロイボスの兄弟を記念するルートロフォスと、コロイボスの姉妹のための墓石がある。K・ステアズはこれを、縦に伸びる直系の家と、横に広がる傍系親族の競合と表現している。別の家族の墓所では、アイギス区のソナウティデス、ソストラトス、プロクレイデス(I)の直系男子三代の名がレキュトス墓に刻まれているが(『ギリシア碑文集』第二巻第二版第五三七九番)、この三人のうちソストラトスは妻とともに記念され(同、第五三七八番)、プロクレイデス(I)もまた妻アルキッペと息子プロクレイデスとともにナイコス(神殿型墓石)に名を刻まれている(同、第五三七六番)。さらに妻アルキッペの生家とのつながりも見いだされる。アルキッペの兄弟の息子は、母方おじにちなんでプロクレイデス(II)と名付けられたばかりでなく、プロクレイデス(I)のナイコスにその名を刻まれている。さらにアルキッペは、家族墓との関係は不明ながら、生家の兄とともにレキュトス墓にもあらわれる(同、第五三七四番)②。かつてハンフリーズは、父系直系の大規模な家族墓を例外的なケースとし、むしろ夫婦、親子、兄弟姉妹、夫婦とどちらかの兄弟姉妹といった小規模な紐帯を強調した。たしかに次にみるメイドンの事例も、マンティス(神託解釈者)を名乗る宗教色の強

い家系である。しかし直系のオイコスと小規模な家族的紐帯は同一家族のなかに共存していたのであり、またそれは法廷弁論の家族像と見事に呼応している。^{②③}

ミュリネ区の人メイドンの家族墓も、別の意味で興味深い。複数の刻み手の存在から、家族墓の形成過程を追うことができるためである(系図3参照)^④。中心となる墓柱には、第一世代のメイドン(①)、そしてその子メイドテレスとその妻(①)の名が、まず彫られている。次にその息子夫妻(②)、その次にさらにその息子たち(③)、というように家系が連ねられていく。ちょうどペロス家のオイコスが五つに分かれ代々連なっていたように、メイドンの墓柱にも、オイコスが継承されるにつれて新しい名前がつけ加えられていったのであろう。興味深いのは、墓柱が長期間に渡って継承されるかたわらで、その都度、ナイコス(*2a.4.6の三基)、レキュトス墓(+1.2d.2e.3の四基)、ルートロフォス墓(1)といった、装飾付の個別の墓碑が建てられていることである。これらの墓碑には、それぞれに夫婦・親子のものとおぼしき家庭内の別れの光景が描かれている。代々のオイコスの系譜の脇に、情愛の世界が展開している。法廷で展開されるオイコスの継承と家庭内の親愛への要求が、まさに家族の墓域に可視化され反映されているのである。^⑤

- ① 正妻の成立について桜井万里子『古代ギリシア社会史研究』(岩波書店、一九九六年)二二七―二六八頁。
- ② 嫁資は資産の五分の一以内に抑えるのが通常であった。Cox(第一章注⑩)117-18; D. M. Schaps, *Economic Rights of Women in Ancient Greece* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 1979), 78. 妻は嫁資を「オイコスに携えぬ」(Dem. XXVII. 4)。
- ③ Men. Peric. 1013-14, id. *Dysc.* 842-3, *Mis.* 444-6, *Sam.* 727-28.
- ④ L. Cohn-Haft, 'Divorce in Classical Athens', *JHS* 115 (1994), 1-14.
- ⑤ Cohn-Haft(第三章注④), 7, n. 6.
- ⑥ 伊藤貞夫『古典期のポリス社会』(東京大学出版会、一九八一年)
- ⑦ 国家による財産没収: Lys. XIX. 32, Dem. LIII. 28-29. 私的取り立て: Dem. XXX. 4-5, Dem. XLVII. 56-8. 参照⑥, 117.
- ⑧ Schaps(第三章注③)に「ただし、生前に夫が直接妻を再婚させることはできなかった。離婚の場合、夫ではなく妻の兄弟が再婚を執りおこなうのが通例であった。」
- ⑨ Hunter(第二章注②).
- ⑩ 女性のデーモス名について D. Whitehead, *The Demes of Attica*

(Princeton: Princeton University Press, 1986), 77-79. 墓碑銘の検討

によれば、女性のデーモス名が直接示されることはない。夫の名を冠してあらわれる場合には、「…の妻」として関係性が明示される傾向にあるが、父の名と夫の名が併記される場合には、父の名が先行し、夫の名はそのあとに、「(夫の名)の妻」としてあらわれる。けれどもまた、女性の帰属が娘であることを離れなかったことを示唆する。T. Vestergaard, L. Biertrup, M. H. Hansen *et al.*, 'A Typology of the Women Recorded on Gravesstones from Attica', *AJAH* 10, 1993, 178-190.

⑪ Harrison (「はじめる」) 注⑤), I, 94. 「誰も母親から養子に出されな
さ」(Is. VII. 25).

⑫ アテナイの相続法が双系的であることについて Just (第二章注②),
S. B. Pomeroy, *The Families in Classical and Hellenistic Greece: Representations and Realities* (Oxford: Clarendon Press, 1999). 女性が
実家との関係を保ち続けることについて Foxhall (第一章注⑬),
Schaps (第三章注②)。

⑬ 息子の財産にたいする母親の相続権の有無は不確定。ハゲニアスの
家産をめぐる争われたイサイオス第一番弁論第七節に、「(母親
は)自然においてはもつとも血のつながりが強いのであるが、アンキ
ステイアにおいてそうでないのはあたりまえです」とあることが、母
親の相続権を否定する一文ととられてきた。Wysse (第二章注⑫)の
該当箇所参照。しかし、問題の一文は、母親がアンキステイアの範囲
に入らないといっているわけではなく、父方アンキステイアよりも法
律上の血縁が薄いといっているに過ぎないので、私見ではむしろ母親
が母方アンキステイスの筆頭であることの傍証となる。

⑭ Is. II. 25, 36.

⑮ 既婚の娘は実家の父の供養の費用も分担した。Dem. XII. 14.

⑯ C. Leduc は「婚姻による女性の受け渡し」の構造を分析し、アテナ
イではホメロス社会やドーリス系のゴルテュンのような「冷たい社
会」とは違い、婚姻によって形成される家が国家の基盤ではなかった
という結論に到達している。C. Leduc, 'Comment la donner en ma-
riage? La mariée en pays grec (IXe-Ve siècle av. J.C.)', in P.
Schmitt-Pantel ed., *Histoire des femmes I, L'antiquité*, Paris
1991, 259-316 (クロデーニス・ルデュック(栗原麻子訳)「どんな
ふうに女を贈与するか?——ギリシアにおける結婚(紀元前九—四世
紀)」P・シュミット＝バンテル編『古代 一』(杉村和子・志賀亮一
監訳)藤原書店、二〇〇〇年、三七五—四六六頁)。

⑰ このトピックについては、栗原麻子「獲得されるものとしての親族
関係——前四世紀におけるソロン法の運用をめぐって」『歴
史学研究会編『地中海世界史 五 社会的結合と民衆運動』(青木書
店、一九九九年)三二—六三頁および、同「前四世紀アテナイの親族
関係 イサイオスの法廷弁論を中心して」『史林』第七六巻四号一
九九三年、五一—八二頁で、より詳細に論じたことがある。近年
B. Griffith-Williams, *A Commentary on Selected Speeches of Isaios*
(Brill, 2013) が、同様の視点に立っている。

⑱ 「私の母はアポロドロスの姉妹(異父兄弟)であり、彼らのあいだ
には、親密な情愛が、なんら妨げられることもなく続いていたのです。
私はその甥であり、彼の生前に、判断能力もある状態で養子とされ、
オイコスとフラトリアの成員として登録されたのであり、彼が私に与
えた家産と、訴訟相手の手で彼のオイコスが空になることのないよう
に要求します」(Is. VII. 43)。同様にイサイオス第九番弁論「アステ
ュフユロスの家産について」においても、母親の再婚が相互扶助のネ
ットワークを形成している。

⑲ Humphreys, 'Family Tombs and Tomb-Cut in Classical Athens:'

Tradition or Traditionalism?, in Humphreys (第一章注②).

②③ 澤柳大五郎『ケルンンの墓』(ちくま書房、一九九六年)。

②④ R. S. J. Garland, 'A First Catalogue of Attic Peribolos Tombs', *BSA*

77 (1982), 125-76. A20. J. Bergemann, *Demos und Thunatos:*

Untersuchungen zum Wertsystem der Polis im Spiegel der attischen

Grobbeliefs des 4. Jahrhunderts v. Chr. und zur Funktion der

Gleichzeitigen Grobbeliefs (Biering & Brinkmann, 1997), A20.

②⑤ K. Stears, *Dead Women's Society: Constructing Female Gender*

in Classical Athenian Funerary Sculpture, in N. Spencer (ed.),

Time, Tradition and Society in Greek Archaeology (London and

New York, 1995), 109-31. esp. 114-16.

②⑥ Bergemann (第三章注②).

おわりに

法廷弁論と「空のオイコス」の規定からその輪郭をたどることのできた法制上のオイコスは、直系重視で、妻の存在が希薄であった。アテナイ法が居住単位としての世帯を法制上の単位としていなかったというマクダウエル指摘は、おそらく当たっている。いっぽう、アテナイ法制度上の概念に、人間集団としてのオイコスは認められず、したがってアテナイのポリスはオイコスを基盤としていなかった、という主張は修正されなくてはならない。「ポリスはオイコスの集合体であった」というヴォルフ指摘は、少なくとも法制上のオイコスに関しても成立するからである。①法廷は、そのような法制上のオイコス理念を、個別の家族の事情と照合する場であり、法廷で描かれる家族の肖像は、それぞれの家族が、日常生活の親愛の世界に、法制上のオイコスを適合させようとした努力の跡であるといえる。

②⑦ 法廷弁論にあらわれる家庭と同様に、家族の墓所を開いてそこに大理

石の墓碑を立てることのできた家族も富裕者層に偏っていたことに注意すべきである。Garland (第三章注②), 130-31.

②⑧ Bergemann (第三章注②), Q3, Tapell, Garland (第三章注②),

Q3, Humphreys (第三章注②), Tabel, Humphreys はムネシプトン

メをカリアスの姉妹、ムネシストラテとクレオプトレメはカリアスの

娘でエビクレイロスであったと考える。

②⑨ しかもそのオイコスの系譜と家族の親愛はうちに向かって閉じたも

のではない。Bergemann が正しく指摘するように、墓碑はポリス社

会に向かって提示されていた。それは法廷弁論の描く家族像も同様で

ある。

最後に、法制上のオイコスが、娘を構成員としながら妻を除外視している状況を、より広いポリスの社会構造のなかで、どのように理解したらよいのだろうか。暫定的な見通しを述べておきたい。J・H・ブロックとS・D・ランバートは、前四世紀以降の神官ゲノスにおいて、男女の神官職が、男系の血縁による継承を原則としながらも、男系の継承者に欠ける場合に、娘の子へと移行したことを指摘している^②。娘の夫がゲノスの構成員でなく、養子縁組もおこなわれなかった場合、神官職は、ゲノスの外へ流出することになる。このような双系の血縁による特権の授与は、ペリクレス市民権法にも共通している。前四五一〇年に制定されたペリクレスの市民権法は、男性市民と女性市民から生まれたものでなければ、ポリスに関することさらに参画することができないと定めた。これもまた、双系の直系出自を特権化しているのである。子にとって、アテナイ市民の娘として生まれた母を持ち、アテナイ市民の息子として生まれた父を持つことが、市民権のために重要であった。本稿でみた直系の家族関係を重視する法制上のオイコスのかたちは、直系によって継承される市民権のありかたと、極めて適合的である。

① ヴォルフがポリスの基礎とみなした宗教的・政治的単位としての夫のオイコスと妻との関係については検討しなかった。しかし家の宗教についての近年の研究は、世帯の宗教が必ずしも父祖伝来のオイコスの宗教と一致しないこと、世帯内部の宗教が多層的であることが指摘を指摘している。C. A. Farane によれば「父祖の祭祀」の中心は男性であり女性の役割は補助的なものであった。C. A. Farane, *Household Religion in Ancient Greece: Household and Family*

Religion in Antiquity, edited by J. Bodel and S. M. Olyan (Chichester: Wiley-Blackwell), 210-28. Pomeroy は「花嫁が生家の神々から切り離されたとする通説を否定している」。Pomeroy (第三章注②)。しかし R. Parker, *Polytheism and Athenian Society* (Oxford, 2003) はこの Pomeroy の見解に反対する。

② J. H. Blok and S. D. Lambert, 'The Appointment of Priests in Attica', *ZPE*, 169 (2009), 95-121.

(大阪大学大学院文学研究科准教授)

Between Descent and Household: Portraits of Families in 4th Century Athenian Forensic Speeches

by

KURIHARA Asako

The focus of Athenian family history shifted from patrilineal clans to matrimonial families in the 1980's. Behind this change in scenes, a question has been left unanswered: i.e. was the *oikos*, the family, incorporated into the Athenian legal system as the basic unit of the constitution, and if so, who were the members of this legal *oikos*?

This issue extends back to 1944, when H. J. Wolff emphasized the importance of the *oikos* as a constitutional unit of the polis. Opposing this view, D. MacDowell, in 1981, maintained that the *oikos* had no place in the Athenian legal framework. He argued that the Athenian law never employed the term *oikos* to denote family membership and that the Athenian legal system was based on individuals instead of family units. This view has been regarded controversial as it has been seen as containing irresolvable contradictions to the prevailing views on the importance of family units in Athenian law and life.

In this paper, I will try to resolve the apparent contradiction in MacDowell's argument by suggesting that the *oikos* was regarded as a legal unit in the 4th century Athenian polis, and that the *oikos* in this legal sense was not a matrimonial household that Aristotle defined as the minimum unit of the polis community in the *Politics*, but a unit that consisted of family members sharing the same bloodline.

Pace MacDowell, the *oikos* including family members indeed appears in the Athenian law on 'the empty house' (*eremos oikos*). The usage of the term '*oikos*' in the law court speeches, especially in the cases concerning the estates of Hagnias (Is.11, Dem. 43), shows that the *oikos* was an entity that consisted of family members, property, ancestral cults, and hereditary names. The 'empty house' in the Athenian law, therefore, should be regarded not as deserted property, nor as a vacant building, but as an entire unit that had lost its members, property, and/or religious continuity. A man's house was

regarded empty after his death if he left neither sons nor daughters. An archon was to protect orphans and *epikleroi*, but wives were excluded from the archon's protection, and, once her husband's *oikos* had become 'empty', a wife could not retain her rights as a member of the family unit unless she was pregnant. This means that a wife was not an autonomous part of the marital family, and could not retain her position after the death of her husband.

This emphasis on direct lines of descent and the exclusion of wives from their marital families is reflected in the strong ties that married daughters and sisters retained with their natal families. Recent studies attest that widows usually returned to her natal families and remarried from there. The processes of divorce and remarriage also show that the natal families retained rights to the women of their stock. Funeral law also prescribes that women retained their rights and obligations to their family of origin regardless of their marital status. Furthermore, the demotics of women tell us that women were initially identified through their father's names and demotics, which were used even after their marriage and death in predominance to those of their husbands. The incorporation of women into their husband's *oikos* was imperfect and temporally limited. *Oikos* membership in the narrow legal sense did not include the wife and consisted of a man and his descendants.

The law court speeches, however, are full of episodes telling the importance of the marital household (*oikia*) and the affection therein in justifying family matters. This discrepancy between the hereditary membership in the *oikos* and actual family affection developed in a marriage is visualized in family tombstones as well. The Athenian popular court can be understood as a place where the ideology of hereditary and legal *oikos* was negotiated with the intimacy accumulated in the household. The portraits of the families depicted in the law courts were the product of this process of negotiation.